

令和4年6月7日

埼玉県内の裁判所を利用される皆様へ

さいたま地方裁判所

さいたま家庭裁判所

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた埼玉県内の裁判所の業務等について（令和4年6月13日以降）

埼玉県内の裁判所では、専門家の助言を受けた裁判所における感染防止対策を徹底しながら裁判業務を行っていますので、以下のとおり皆さまの御理解と御協力をお願いいたします。

1 当事者等の方へ

裁判所としては、電話等による打合せやウェブ会議等の活用など、当事者が出頭しなくても審理を進めることができるような運用上の工夫を引き続き進めていきます。

事件関係者の皆さまにおいては、期日のために、埼玉県外からお越しになる場合や来庁に不安がある場合には、柔軟に対応いたしますので、担当部（係）まで御連絡ください（連絡先は[こちら（窓口案内）](#)をご参照ください）。

2 裁判員裁判について

裁判員裁判では、①広い法廷の使用、②法壇（裁判員が着席する卓上）にアクリル板の設置、③座席間隔の確保、④定期的な換気、⑤部屋や備品の消毒、⑥手指消毒用のアルコール等の設置などの感染防止対策を徹底しています。

3 来庁される際のお願い

- ・ 発熱等の症状があるときは、来庁をお控えください。

- ・ 来庁される際は不織布マスクの着用をお願いします、
- ・ 庁舎内に入られる際は備付けの手指消毒剤を御利用ください。

4 傍聴される際のお願い

- ・ 傍聴席では、不織布マスクを御着用の上、会話や発言はお控えください。
- ・ 傍聴席においては、マスクの着用の有無にかかわらず発言をしたり、又はマスクを正しく着用しないで継続的に咳・くしゃみをしたりするなど、審理の妨げになるとときには、裁判官の判断により退廷していただく場合がありますので、あらかじめ承知おきください。